

(参考 3)

荒川区基本構想審議会条例施行規則

昭和61年 6 月24日

規則第33号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、荒川区基本構想審議会条例(昭和61年荒川区条例第28号。以下「条例」という。) の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 区長は、条例第 3 条の規定に基づき委員を委嘱し、又は任命する場合は、次の各号に掲げる者につき当該各号に掲げる人員の範囲内において委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 7 人以内
- (2) 区議会議員 7 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 13 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1 人
- (5) 区職員 2 人以内

(小委員会)

第 3 条 荒川区基本構想審議会(以下「審議会」という。) は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。